

熊本市上下水道局タブレット端末賃貸借仕様書

1 目的

当市の上下水道事業において Web 会議等を行うために必要なタブレット端末及び通信回線サービスを調達することを目的とする。

2 賃貸借期間

令和 8 年（2026 年）9 月 1 日から令和 13 年（2031 年）6 月 30 日まで

3 設置場所

熊本市中央区水前寺 6 丁目 2 番 45 号 ほか

4 タブレット端末及び通信回線サービスの仕様等

(1) タブレット端末

機種ごとに次の仕様を満たすタブレット端末を賃貸借期間において賃貸すること。なお、タブレット端末は新品とし、また、賃貸借期間満了後に賃貸者に対し返却するものとする。

<iPad>

- ・ 台数 12 台
- ・ 機種 iPad A16（同等以上） Wi-Fi + Cellular モデル
- ・ 通信機能 Wi-Fi 及び 4 GLTE 利用可能
- ・ CPU Apple A16（同等以上）
- ・ 容量 128GB 以上
- ・ ディスプレイ 10.86 インチ以上
- ・ 付属品 USB-C ケーブル及び電源アダプタ（12 台分）

<iPad mini>

- ・ 台数 1 台
- ・ 機種 iPad mini A17Pro（同等以上） Wi-Fi + Cellular モデル
- ・ 通信機能 Wi-Fi 及び 4 GLTE 利用可能
- ・ CPU Apple A17Pro（同等以上）
- ・ 容量 128GB 以上
- ・ ディスプレイ 8.3 インチ以上
- ・ 付属品 USB-C ケーブル及び電源アダプタ（1 台分）

(2) 通信回線サービス

次の仕様を満たすデータ通信回線を 13 回線提供すること。

ア (1)に記載のタブレット端末で利用可能な 4 GLTE 通信方式であること。

イ 1 ヶ月に 1 台当たり 5GB までの通信量であること（シェアプランでも可）。

ウ イのデータ通信量を超えた場合も、下り最大 128kbps 程度の速度にて通信可能であること。

エ データ通信に係る月額利用料は、通信の時間及びデータ量にかかわらず定額であること。ただし、国外での利用の場合を除く。

オ 次の MDM（モバイル携帯管理）サービスを付帯すること（MDM 構築費用を含むこと。ただし、MDM 初期設定は当市が行う。）。

- ・ タブレット端末が ADE により登録されること。
- ・ 遠隔からタブレット端末のロックが可能であること。
- ・ 遠隔からタブレット端末の初期化又はデータ消去が可能であること。
- ・ タブレット端末の位置情報の検知が可能であること。
- ・ タブレット端末のアプリケーションの利用制限の設定が可能であること。
- ・ タブレット端末のパスワードポリシー設定、Wi-fi 設定及び他機器との接続制限が可能であること。

カ 端末の納入及び通信回線の開通は、令和 8 年（2026 年）9 月 1 日までに完了すること。

5 保守

(1) タブレット端末及び通信回線サービスに関する問合せ及び回線停止を行うことができるヘルプデスクサービスを備えること。当該サービスの受付時間は、概ね午前 9 時から午後 6 時までの 9 時間以上とし、休日（熊本市の休日及び期限の特例を定める条例（平成元年条例第 32 号）第 1 条に規定する市の休日をいう。）を除くものとする。

(2) タブレット端末の故障・破損時の対応は速やかに行うものとし、無償で代替品と交換を行うこと（無償交換は賃貸借期間中に 1 台当たり 1 回までとし、2 回目以降の交換費用は別途協議による。）。端末故障時のデータ消去については、別途協議の上決定する。

(3) 初期不良による不具合が発生したタブレット端末については、代替品と交換すること。

(4) 当市の故意又は重過失によるタブレット端末の故障・破損については、双方の協議により対応を決定する。

(5) タブレット端末に故障が発生した場合、当市と連携を密にし、原則として 48 時間以内に対応を行うこと。

6 その他

(1) 通信実績の通知

タブレット端末ごとに契約通信回線を利用した毎月の通信パケット量を通知すること（Web サイト等での閲覧でも可）。

(2) 請求及び支払い方法

料金の請求は、利用した月の翌月に全回線分を一括で行うものとし、本市に対し全回線の総額が分かる請求書を送付すること。また、当該請求書中に通信料金とタブレット端末料金の内訳を記載すること。支払い方法は、納付書又は口座振込によるものとする。

(3) 端末の返却

契約期間満了後、端末は返却する。返却の際には工場出荷時の状態に戻す必要があるため、その手順を示すこと。

(4) 疑義が生じた場合の取扱い

本仕様書に定める内容に疑義が生じた場合は、双方協議のうえ決定する。

(5) 情報セキュリティ

熊本市情報セキュリティポリシー（基本方針及び対策基準）を遵守すること。